

4月から新たな行政組織がスタートしました

■問い合わせ先
人事課 (☎ 35-1136)

以下のとおり市の組織や担当を見直しました。係や担当の名称等を変更している課もありますので、詳しくは人事課までお問い合わせください。

☆…新設・再編・事務移管のため変更のあった電話番号

部名	課室名	変更区分	主な変更内容	電話番号	場所
企画部	企画課ひとづくり推進室	室新設	地域の人材を育てること（男女共同参画、ひろさき未来創生塾など）	☆☎ 40-0632	前川本館2階
	法務文書課	課再編	法務、文書に関すること（法務契約課を再編）	☆☎ 40-0205	
	広聴広報課	事務移管	統計事務、各種アンケート、市町村ハンドブックなどに関することなど	☆☎ 40-7016	
総務部	—	部新設	人事課、契約課、防災課、情報システム課の4課を配置	—	—
	契約課	課再編	契約に関すること（法務契約課を再編）	☆☎ 35-1137 ☆☎ 40-7023	前川本館2階
	契約課検査室	名称変更	(旧：技術指導検査室)		
財務部	防災課	名称変更	(旧：防災安全課)	☎ 40-7100	市民防災館3階
	財政課	名称変更	(旧：財務政策課)	☎ 35-1110	前川新館5階
	管財課	名称変更	(旧：財産管理課)	☎ 35-1120	前川新館2階
市民生活部	—	事務移管	指定管理者制度に関すること	☆☎ 40-7111	
	市民協働課	名称変更	(旧：市民文化スポーツ部)	—	—
	市民課	名称変更	(旧：市民協働政策課)	☎ 35-1664	前川新館2階
市民生活部	環境課	事務移管 名称変更	町名改正等による地番、住所変更の証明書発行 都市環境部から移管し、環境管理課から環境課に名称変更／弘前公園の受け付けなど、一部業務を本庁舎で実施	☆☎ 35-1113 ☆☎ 36-0677、☆☎ 70-7035（環境保全係） ☆☎ 35-1130（資源循環係） ☆☎ 32-1969（廃棄物政策係）	市民防災館1階 前川新館2階
	環境課町田事業所	事務移管 名称変更	環境パトロールなどの一部業務は、引き続き町田事業所（現在の場所）	☆☎ 32-1952	町田字筒井
	文化スポーツ課	名称変更	(旧：文化スポーツ振興課)	☎ 40-7015	前川新館4階
福祉部	—	部再編	健康福祉部を福祉部と健康こども部に再編 福祉部長は、福祉事務所長を兼務	—	—
	福祉総務課	課再編	福祉政策課を福祉総務課と障がい福祉課に再編	☆☎ 40-7037	前川本館1階
		事務移管	災害に係る弔慰金、障害見舞金、援護資金に関すること／戦傷病者、戦没者の遺族、旧軍人の恩給等に関すること／指導監査に関すること		
健康こども部	障がい福祉課	事務移管	障害児入所施設（弥生学園）に関すること／障がい者に関すること	☆☎ 40-7036	
	就労自立支援室	事務移管	生活福祉課の課内室として設置（場所は変更なし）	☆☎ 36-3776	ヒロ口（駅前町）3階
	—	部再編	健康福祉部を福祉部と健康こども部に再編	—	—
農林部	こども家庭課	名称変更	(旧：子育て支援課)	☎ 35-1131	前川本館1階
	健康増進課	名称変更	(旧：健康づくり推進課)	☎ 37-3750	野田2丁目
	地域医療推進室	名称変更	(旧：地域医療総合戦略対策室)	☎ 37-3788	前川本館3階
商工部	農政課	名称変更	(旧：農業政策課)	☎ 40-0656	前川本館3階
	—	名称変更	(旧：商工振興部)	—	—
	商工政課	名称変更	(旧：商工政策課)	☎ 35-1135	前川新館5階
観光部	産業育成課	事務移管	物産振興に関すること	☆☎ 32-8106	
	—	名称変更	(旧：観光振興部)	—	
	観光課	名称変更	(旧：観光政策課)	☎ 35-1128	前川新館5階
建設部	土木課	名称変更	(旧：建設政策課)	☎ 35-1127	前川新館4階
	道路維持課雪対策室	室新設	雪に関する事を一本化するため道路維持課内に新設	☆☎ 32-8555	茜町2丁目
	建築住宅課	課新設	市営住宅などに関すること／市施設の建築・保全などに関すること	☆☎ 35-1321 ☆☎ 40-7052	前川新館4階
都市整備部	—	名称変更	(旧：都市環境部)	—	—
	都市計画課	名称変更	(旧：都市政策課)	☎ 35-1134	前川新館3階
		係の再編	景観に関すること	☆☎ 34-3219（景観係）	
	事務移管	開発指導、区画整理事業に関すること		☆☎ 34-3233（区画整理係） ☆☎ 35-1134（計画・開発指導係）	
上下水道部	地域交通課	課新設	交通政策推進室を課に格上げし、名称を変更	☆☎ 35-1124	
	吉野町緑地整備推進室	場所変更	市民防災館3階へ移動	☎ 40-7123	市民防災館3階
	営業課	課新設	水道料金等の賦課や給排水に関すること	☆☎ 55-6894 ☆☎ 55-6895	岩木庁舎1階
教育委員会	教育総務課	名称変更	(旧：教育政策課)	☎ 82-1639	岩木庁舎3階
	事務移管	教職員の人事に関すること		☆☎ 82-1639	
	学校整備課	名称変更	(旧：学校づくり推進課)	☎ 82-1645	

※区画整理課とスマートシティ推進室は廃止しました。

新成人の手で
企画運営します

成人式企画運営委員を募集

20歳を迎える皆さんの中から、「成人式」の企画などを行う企画運営委員を募集します。

▼成人式開催日(予定) 2020年1月12日(日)

▼対象 平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれで市内在住の人

▼活動内容 企画会議（年5回程度）に出席し、成人式に関わる事項の企画などを行います（開催日は委員の都合を考慮し決定）。

▼募集人員 10人程度

▼応募方法 5月10日（金）までに、はがきかファックスまたはEメール（住所・氏名〈ふりがな〉・生年月日・性別・連絡先・勤務先か学校名を記入）で申し込みを。

■問い合わせ先 生涯学習課（〒036-1393、賀田1丁目1の1、☎ 82-1641、ファックス82-2313、Eメール shougai@city.hirosaki.lg.jp）

3科の診療日が
変更となります

市立病院外来診療日の変更

4月1日から、外来診療日が変更となります。
なお、4月27日（土）～5月6日（月・振休）は休診となります。

▼一般外科 常勤医師不在のため休診（乳腺外科診療日は変更なし）

▼産婦人科 毎週月・水・金曜日と毎月最終木曜日（受付時間はいずれも午前8時30分～11時）

▼皮膚科 每週火曜日（受付時間＝午後1時～2時30分）

■問い合わせ先 市立病院医事課（☎ 34-3211）

シリーズ①
どうする空き家!?
空き家に関する役立つ情報を定期的にお知らせします

空き家・空き地の利活用事業費補助金の申請受け付けが始まります



空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るために、空き家・空き地の購入、賃借、空き家の解体、動産の処分に対して補助金を交付します。

▼補助対象物件 弘前圏域空き家・空き地バンクに登録された市内の空き家（併用住宅を含む住宅に限る）または住宅の建築が可能な空き地

▼補助対象者 ①空き地を購入し、その土地に住宅を新築する人／②空き家（敷地を含む）を購入する人／③移住者で、空き家を賃借する人／④所有する空き家を解体する人／⑤所有する空き家にある動産（家財）を処分する人

※この補助金制度を利用して行う住宅の新築、空き家の解体・動産の処分は、市内業者（市内に本店を有するもの）に発注する必要があります。

※現在の住まい（自己または親族が所有するもの）が転居することによって空き家になる場合は対象になりません。

※移住者とは、補助金を申請する時点で、1年以

上弘前市以外の市区町村に住民登録をしていた人で、弘前市に移住しようとする人をいいます。

▼申請期間 5月7日～翌年2月28日（先着順）

※予算の範囲内で受け付けます。交付の条件などについて詳しくは問い合わせを。

■問い合わせ先 建築指導課（☎ 40-0522）

補助対象者	補助対象経費	補助金額	備考
空き地を購入し住宅を新築する人	空き地の購入費用	補助率2分の1 (限度額=30万円)	子育て世帯は限度額10万円、移住者は限度額10万円を上乗せ
空き家を購入する人	空き家（敷地を含む）の購入費用	補助率2分の1 (限度額=20万円)	子育て世帯は限度額10万円を上乗せ
空き家を賃借する市外から移住者	3年間分の賃借料	補助率2分の1 (限度額=25万円)	子育て世帯は限度額10万円を上乗せ
空き家所有者	解体費用	補助率2分の1 (限度額=50万円)	
	動産（家財）処分費用	補助率2分の1 (限度額=5万円)	

※空き家・空き地バンク制度により、売買契約または賃貸借契約が成立した場合に補助金が交付されます。